目標値

①市民協働参画による福祉コミュニティの形成

評価指標項目	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
ボランティアセンター等登録者数	2,691人	2,850人
子育てサポーター登録者数	91人	100人
介護予防リーダー登録者数	34人	45人
健康ボランティア登録者数	135人	150人
意思疎通支援事業の登録者数	33人	35人
地域福祉推進委員会又はふれあいいきいきサロンが設置されている地域の割合(全47地域)	68.0% 32地域	78.7% 37地域

②市民の様々な生活課題を解決できる仕組みづくり

評価指標項目	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
重層的支援体制整備事業実施計画の策定	_	策定済
コミュニティソーシャルワーカーによる個別支援件数	123回	1700
コミュニティソーシャルワーカーによる地域支援回数	6820	950回
市内の事業者との見守り協定の締結数	67事業者	78事業者
児童虐待防止の啓発回数	140	150
児童虐待終結率	61%	70%
成年後見制度の中核機関の設置	未設置	設置
成年後見の市長申立の延べ件数(H18年度から)	29件	55件

③快適で安心して暮らすことのできる都市環境の形成

評価指標項目	現状値 (令和元年度)	
災害時個別支援計画を作成した要支援者の割合	_	50%

4市民の生きがいと健康づくりの推進

評価指標項目	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
在宅医療・介護連携に関する相談件数	26件	80件
産後4か月の時点において 香芝市で今後子育てしていきたい人の割合	96.2%	100%
地域活動による『通いの場』の設置割合	30.0%	84.0%

「第3期 香芝市地域福祉計画・第3期 香芝市地域福祉活動計画 概要版 」令和3年 3月発行

香芝市 福祉健康部 社会福祉課

〒639-0251奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1 TEL 0745-79-7151 (香芝市総合福祉センター内)

社会福祉法人 香芝市社会福祉協議会 〒639-0251奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1 TEL 0745-76-7107 (香芝市総合福祉センター内)

第3期 令和3年度 令和7年度

令和3年度《令和7年度



概要版



かしばし社協PRキャラクター「モーくん」

地域福祉とは

住み慣れた地域の中で、家族、近隣の人々、友人などとの社会関係を保ち、自ら の能力を発揮することで「誰もが自分らしく、誇りをもって日常生活を送れる」よう にすることです。人と人がつながることで、地域共生社会を実現していきます。

地域福祉計画とは

の協働により、市が策定します。

地域福祉活動計画とは

地域の助け合いによる福祉を推進する地域の福祉を推進するために行う具体 ための「理念」と「仕組み」づくりで、公民 的な行動計画で、民間相互の協働によ り、社会福祉協議会が策定します。

計画の期間

本計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間の計画とします。

香芝市 福祉健康部 社会福祉課 社会福祉法人 香芝市社会福祉協議会

第3期 香芝市地域福祉計画 第3期 香芝市地域福祉活動計画 基本理念 政策分野 目標值

基本理念

みとめあい、つながりあう「共生」のまちかしば

香芝市に暮らすすべての人が、お互いを認め尊重し合うことにより、支援の「支え手」「受け手」という関係を超えてつながり、その「共生」の輪(和)を広げることで、笑顔と元気が地域にあふれる活気のあるまちを目指します。

「第5次香芝市総合計画」では、市の目指す将来像を『笑顔をもっと 元気をずっと 〜誰もが輝く多彩なまち カラフルかしば〜』とし、「住む」「働く」「遊ぶ」「活動する」「訪れる」など、まちの機能と魅力を発掘・創造し、誰もが健康で自分らしく毎日を過ごせる、活気あるまちを目指しています。

第3期香芝市地域福祉計画・第3期香芝市地域福祉活動計画では、上記を踏まえるとともに、国が示す地域共生社会の実現を目指し、基本理念を『みとめあい、つながりあう「共生」のまちかしば』としています。

政策分野・重点的取り組み

(1)市民協働参画による福祉コミュニティの形成

- ●市民活動団体・ボランティアの育成 ボランティアセンターにおいて、市民がボランティアに参加しやすい環境づくりへの取り組みと、 福祉健康分野におけるボランティアの育成に取り組みます。
- ●地域福祉推進委員会等による地域福祉活動の推進 コミュニティソーシャルワーカーを配置し、各種団体と連携しながら「つながり」や「見守り」のある 地域づくりを推進します。

(2)市民の様々な生活課題を解決できる仕組みづくり

- ●生活課題に対する総合相談支援機能の充実(断らない相談体制と伴走的な支援につなげる体制づくり) 庁内や関係機関の連携を強化と、職員の横断的な専門知識の向上や専門職による相談体制の 確保により、切れ目のない対応に努めます。
- ●地域の生活課題を発見する仕組みづくり コミュニティソーシャルワーカーを配置し、各種団体と連携し、生活課題の早期発見に努め、民間 事業者への働きかけにより、見守りシステムの充実を図ります。
- ●様々な生活課題を抱える市民の支援の充実 既存のサービスや制度に当てはまらないニーズへの対応や、ひきこもり・自殺などの課題について、包括的な支援を行うことで根本的な対策につなげます。
- ●あらゆる虐待の防止 子ども家庭総合支援拠点を充実させ、子育て世代包括支援センターや、要保護児童対策地域 協議会を活用し、児童虐待の発生予防と早期発見・支援を行います。
- ●成年後見制度の利用促進 制度のわかりやすい広報に努め、法人後見や市民後見人等の活用体制の整備に取り組みます。 また、成年後見制度に関する相談業務や利用したくてもできない市民への支援を行います。

(3) 快適で安心して暮らすことのできる都市環境の形成

●避難行動要支援者対策や防災・減災対策の推進 大規模災害に備え、災害ボランティアセンターの設置等の 体制整備に努め、災害時には適切な支援を行えるよう、 名簿管理及び災害時個別支援計画の作成に取り組みます。



4 市民の生きがいと健康づくりの推進

●地域医療との連携

在宅医療と介護サービスを一体的に提供できるよう、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進します。

●介護予防事業の推進

高齢者自身の地域活動や、ボランティア活動参加を促進することで介護予防につなげます。また、 人と人のつながりがある通いの場と、その参加者が継続・拡大していく地域づくりを推進します。

●地域ぐるみの子育て支援の充実

子育て世代包括支援センターの機能の充実を図り、安心して子育て・子育ちができるよう、切れ目のない支援を行います。

